令和８年 11 月市営住宅入居者募集案内

住宅区分	年齢要件	募集住宅	間取り	募集部屋数
一般住宅 （２人以上世帯用）	成年者	第四市営住宅	３DK	２部屋
高齢等対応住宅 （単身者用）	60 歳以上等	第四市営住宅	１DK	２部屋
高齢者住宅 （単身者用）	65 歳以上	シルバーピア北田園	１DK	１部屋
高齢者住宅 （２人世帯用）	65 歳以上	第二市営住宅	２DK	２部屋

※部屋番号や設備状況など、詳細は 24～25 ページを御覧ください。

申込みには、年齢や居住状況、所得等に一定の要件、基準があります。申込資格を御確認いただいた上でお申込みください。

申込書の受付場所	**福生市役所 第１棟３階 まちづくり計画課 住宅係**
申込書の配布・受付期間	**令和８年 11 月 19 日（木）～令和８年 11 月 27 日（金）** **午前８時 30 分から午後５時 15 分まで** **（水曜日の午後５時 15 分から午後８時までは配布のみ行っていますが、受付はしていません。）** **土曜日・日曜日・祝日は閉庁のため配布・受付していません。** ※申込書の事前配布や受付期間終了後の受付はできません。
申込方法	**【①直接持参する場合】** 申込書に必要事項を記入して、直接、受付場所に持参提出してください。 **※抽せん結果をはがきでお知らせしますので、85 円切手を１枚御用意ください。** **【②郵送する場合】** 申込書に必要事項を記入し、85 円切手を**２枚**貼った上で封入し、次の宛先へお送りください。 《宛先》〒197-8501 福生市本町 5 番地　福生市都市建設部まちづくり計画課住宅係宛て ※本募集案内裏に、宛先を記載した用紙がありますので、必要に応じて切り取ってお使いください。 郵送で申込む場合の注意事項 ①申込書の太枠線内は全て正確に記入してください。空欄や資格に当てはまらない内容が記入された申込書は受け付けできませんので、記入例を参考に間違いのないように記

	入してください。 ②申込書右上の所定の欄に 85 円切手２枚（未使用で汚損・破損のないもの）をはがれないようにしっかりと貼ってください。切手は、抽せん番号や抽せん結果の通知に使用します。切手を貼っていないものや料金が不足しているものは**受け付けできません。**また、切手の上からテープが貼ってあると、使用できませんので、必ずのりで貼り付けてください。 ③申込書は折りたたみ、封筒に入れて 110 円切手を貼り、郵送してください。11 月 27 日（金）までに届いたもののみ受け付けます。消印有効ではありませんので御注意ください。また、郵便料金不足のものは受け取りできません。 ④正しく受付をした場合、おおむね 12 月１日（火）頃までに抽せん番号通知書をお送りします。この期日になっても通知書が届かない場合は必ず御連絡ください。
共　通　の 注 意 事 項	・申込みは、１世帯につき１通（１部屋）です。１世帯で２通（２部屋）以上の申込みをしたとき、同居親族欄も含め、同一人の氏名を２通以上の申込書に記入したときは、全ての申込みが無効となります。 ・都営住宅募集で、資格審査の対象となっている方は、原則として申し込むことはできません。 ・申込み後は、部屋番号、申込者、同居親族の変更はできません。 ・申込書は返却しません。
抽　選　日	**令和８年 12 月８日（火）午前 10 時 30 分～** **もくせい会館　２階　202 会議室** ※抽せん会への参加は自由です。参加・不参加は当落には関係ありません。 ※抽せん結果は、抽せん日翌日の午前９時から 12 月 22 日（火）の午後１時までの間、市役所１階の各入口に掲示します。 ※抽せん結果の通知は、令和８年 12 月 15 日（火）頃に発送予定です。

～市営住宅の入居あっせん詐欺に御注意ください～

市職員や NPO 法人などを名乗る者から、市営住宅入居のあっせんと偽って、手数料や敷金等の名目で現金をだまし取ろうとする事件が発生しています。

市営住宅の入居に関して、抽せん以外の方法で手続きしたり、敷金等現金を預かったり、手数料を徴収することは一切ありませんので御注意ください。

＜詐欺の例＞

・抽せんをしないで市営住宅に入居できるので部屋の内覧をしないか？

・市営住宅の入居枠を持っているので優先的に入居させられるが手数料が必要だ。

目　次

概要	1～2ページ
目次	3ページ
入居者資格に関する基準日一覧表	4ページ
東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について	5ページ
申込資格（一般住宅・2人以上世帯用）	6～8ページ
申込資格（高齢等対応住宅・単身者用）	9～11ページ
申込資格（高齢者住宅・単身者用）	12～13ページ
申込資格（高齢者住宅・2人世帯用）	14～15ページ
所得基準の確認について	16ページ
所得基準の確認手順	17ページ
給与所得	18～19ページ
事業等所得	20ページ
年金所得	21ページ
特別控除について	22ページ
世帯の所得金額・家族人数	23ページ
募集住宅一覧	24～25ページ
参考間取り（一般住宅・2人以上世帯用）	26ページ
参考間取り（高齢等対応住宅・単身者用）	27ページ
参考間取り（高齢者住宅・単身者用）	28ページ
参考間取り（高齢者住宅・2人世帯用）	29ページ
市営住宅位置図	30ページ
申込みから入居までの流れ	31～32ページ

入居者資格に関する基準日一覧表

市営住宅の入居者資格審査に関して、本文の中の年齢、居住期間、雇用期間などの基準日は次のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込書配布期間	2026 年	令和８年	11 月 19 日から 11 月 27 日まで
市内居住１年以上	2025 年	令和７年	11 月 28 日以前から市内に居住している
３年以上正規雇用	2023 年	令和５年	11 月 28 日以前から正規雇用されている
16 歳以上、23 歳未満	2003 年	平成 15 年	11 月 21 日以降の生まれから
	2010 年	平成 22 年	11 月 28 日以前の生まれまで
高校終了期までの子ども （18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者）	2008 年	平成 20 年	４月２日以降の生まれ
成年者	2008 年	平成 20 年	11 月 28 日以前の生まれ
18 歳未満・未成年者	2008 年	平成 20 年	11 月 21 日以降の生まれ
57 歳以上	1969 年	昭和 44 年	11 月 28 日以前の生まれ
60 歳以上	1966 年	昭和 41 年	11 月 28 日以前の生まれ
65 歳未満	1961 年	昭和 36 年	11 月 29 日以降の生まれ
65 歳以上	1961 年	昭和 36 年	11 月 28 日以前の生まれ
70 歳以上	1956 年	昭和 31 年	11 月 28 日以前の生まれ

民法改正に伴う申込み資格の変更について

民法の一部改正により令和４年4月１日から、成年の年齢が 18 歳に引き下げられました。
これに伴い、18 歳以上の方が申込資格を有することになりました。

東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

・東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和５年５月以降の募集から戸籍上の親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も２人以上世帯用・２人世帯用の申込資格を有することになりました。
・「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第７条の２第２項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
・この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
・なお、資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
・この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

申込資格（一般住宅・２人以上世帯用）

申込書配布期間内に次の１から６までの全てに当てはまることが必要です。

１　福生市内に引き続き１年以上居住していること。

（１）申込者本人が、福生市内に継続して１年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写し等で証明できること。ただし、福生市内所在の同一勤務場所に引き続き３年以上正規に雇用されている成年者であり、そのことが勤務証明書等で証明できる場合は、福生市内に居住していることを要しない。
※成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。

（２）外国人については、申込者、同居親族の全員が、(１)のほかに、在留資格として、日本国に永住・定住することが認められた者であること。

２　同居親族がいること。

同居親族…申込者と一緒に市営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。
同　　居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

（１）申込書配布期間内に、同居している親族と申し込むことが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。

（２）（１）のほか、次の方は申込みができます。

ア　入居資格審査のときまでに婚姻できる婚約者。

イ　内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ、入居資格審査のときに続柄欄が「未届の夫（又は妻)」と記載されている住民票を提出できること。

ウ　パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。

（３）現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかに当てはまること。

ア　（２）に該当する方。

イ　申込書配布期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること)。

ウ　単身で居住している方又は誰からも扶養されていない方で、２親等内の直系血族又は２親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が、７ページの表の高齢者世帯又は心身障害者世帯に当てはまる場合は、３親等内の血族又は姻族とします。

※２親等内の直系血族･姻族…申込者又は配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者
３親等内の血族･姻族…上記に加え、申込者又は配偶者の曽祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曽孫の配偶者

（４）上記（１）から（３）に当てはまる場合でも現に同居又は別居のいずれかを問わず、申込者及び同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込できますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。また、パートナーシップ関係解消の予定がある方もパートナーを除いて申込みできますが、入居資格審査のときにパートナーシップ関係の解消を証明できることが必要です。

※申込書を提出した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生又は死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込書配布期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は市営住宅に入居できます。

3　住宅に困っていること。

（１）申込者及び同居親族に、土地や建物の所有者がいる場合は申込みできません（共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含む。）。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。

ア　住宅が著しく老朽化しており、かつ法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅入居後２か月以内に取壊しを証明する登記簿謄本（滅失登記）を提出できる場合（「費用がないため建替できない」という場合は、該当しません。）
→資格審査の時に、取壊しの契約書等を確認します。

イ　差押え、正当な事由による立退要求等により住宅又は土地の所有者でなくなる場合（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）
→資格審査の時に、所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

（２）申込者又は同居親族に、公的な住宅（ＵＲ賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・都営住宅・区市町村営住宅等）の名義人である場合は、申込みできません。ただし、次の資格要件に該当する場合に限り、申し込むことができます。

<table>
<tr><th colspan="2">住宅</th><th>区　分</th><th>資　格　要　件</th></tr>
<tr><td rowspan="8">ＵＲ賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等</td><td rowspan="8"></td><td>家賃が高い</td><td>家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算）を月額に換算した額の 20%以上である場合</td></tr>
<tr><td>ＵＲ・公社の建替</td><td>現に居住する住宅の建替が、既に決定されている場合。
→資格審査時に、公社・ＵＲからの証明書で確認します。</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯
(父子・母子世帯)</td><td>申込者本人が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族が 20 歳未満の申込者の子どもだけであること。</td></tr>
<tr><td>高齢者世帯</td><td>申込者本人が 60 歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかに当てはまること。
ア　配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）
イ　おおむね 60 歳以上の方（申込書配布期間内に 57 歳以上の方）
ウ　18 歳未満の児童</td></tr>
<tr><td>心身障害者世帯</td><td>申込者又は同居親族の１人が、次のいずれかに当てはまること。
ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者
イ　重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は、総合判定で１度～３度）
ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級･２級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害者</td></tr>
<tr><td>多子世帯</td><td>同居親族に 18 歳未満の児童が３人以上いて、その児童の全員が市営住宅に入居できること。</td></tr>
<tr><td>生活保護又は中国残留邦人支援給付受給世帯</td><td>申込日現在、生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。</td></tr>
<tr><td>公営住宅等</td><td>住宅が狭い</td><td>お住まいの住宅の住戸専用面積が、次表に当てはまること。
<table>
<tr><th>一緒に住んでいる人数</th><th>２人</th><th>３人</th><th>４人</th><th>５人</th><th>６人</th><th>７人</th></tr>
<tr><td>住戸専用面積
（壁芯）</td><td>30 ㎡
未満</td><td>40 ㎡
未満</td><td>50 ㎡
未満</td><td>57 ㎡
未満</td><td>66.5 ㎡
未満</td><td>76 ㎡
未満</td></tr>
</table>
※壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な方法です（契約書等で確認してください。）。
※住戸専用面積には、バルコニーは含みません。</td></tr>
</table>

４　世帯の所得が基準内であること。

申込世帯の年間所得金額が、16 ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。
※16～23 ページを参考にして、世帯の所得を確認してください。

５　市税を滞納していないこと。

申込者及び同居予定の親族全員が、市民税（法人市民税を含む。）、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納していないこと。

６　申込者及び同居親族が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

※生活保護を受給中の方は、引っ越し手続等の手配が必要になることがあるため、

事前に担当ケースワーカーと御相談の上、お申込みください。

申込資格（高齢等対応住宅・単身者用）

申込みできる方は、申込書配布期間内に、次の１～７の全てにあてはまる方に限ります。

１　高齢等の要件を具備していること。

申込者が、次の資格要件のいずれかにあてはまること。

60 歳以上	60 歳以上であること
身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者であること。
精神障害者	精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている１級～３級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
知的障害者	知的障害者で上の「精神障害者」の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で１度～４度）であること。
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第６項症まで又は第１款症の方
原子爆弾被害者	厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被害者であること。
生活保護又は中国残留邦人支援給付受給者	生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して５年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
ＤＶ被害者	配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア　配偶者暴力相談支援センターでの一時保護又は女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して５年以内 イ　配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから５年以内

２　福生市内に引き続き１年以上居住していること。

（１）申込者本人が福生市内に引き続き１年以上居住しており、そのことが住民票の写し等で証明できること。ただし福生市内所在の同一勤務場所に引き続き３年以上正規に雇用されており、そのことが勤務証明書等で証明できる場合は、福生市内に居住していることを要しない。

（２）外国人については、申込者本人が、(１)のほかに、在留資格として、日本国に永住・定住することを認められた方であること。

３　配偶者がいないこと、かつ、単身で居住していること。

同　居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含みます。）をいいます。

（１）配偶者（法律上の配偶者及び内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫又は妻となっている方）及び婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。

（２）現に同居又は別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記の（３）にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査の時に離婚の成立を証明できることが必要です。また、パートナーシップ関係解消の予定がある方もパートナーを除いて申込できますが、入居資格審査のときにパートナーシップ関係の解消を証明できることが必要です。

（３）同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかに当てはまるときは申込みできます。

ア　同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出又は遠隔地へ転勤若しくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道２時間以上掛かる地域をいいます。

イ　居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準表にあてはまること。

一緒に住んでいる人数	２人	３人	４人	５人	６人	７人
住戸専用面積(壁芯)	30 ㎡ 未満	40 ㎡ 未満	50 ㎡ 未満	57 ㎡ 未満	66.5 ㎡ 未満	76 ㎡ 未満

※壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です（契約書等で確認してください。）。

※住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

４　所得が基準内であること。

申込者の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

※16～23 ページを参考にして、所得を確認してください。

５　市税を滞納していないこと。

申込者が、市民税（法人市民税を含む。）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納していないこと。

６　住宅に困っていること。

（１）申込者が土地や建物の所有者である場合、申込みできません（共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含む。）。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。

ア　住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅入居後２か月以内に取壊しを証明する登記簿謄本（滅失登記）を提出できる場合（「費用がないため建替できない」という場合は、該当しません。）

→資格審査の時に、取壊しの契約書等で確認します。

イ　差押え、正当な事由による立退要求等により住宅又は土地の所有者でなくなる場合（滞納等の本人に帰責事由がある場合を除く。）

→資格審査の時に、所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

（２）現に公営住宅（都営住宅・区市町村営住宅等）に入居している方、又は入居予定の方は申込みできません。

７　申込者が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

※生活保護を受給中の方は、引っ越し手続等の手配が必要になることがあるため、事前に担当ケースワーカーと御相談の上、お申込みください。

申込資格（高齢者住宅・単身者用）

申込書配布期間内に、次の１から７までの全てに当てはまることが必要です。

１　申込者が 65 歳以上であること。

２　福生市内に引き続き１年以上居住していること。

（１）申込者本人が福生市内に引き続き１年以上居住しており、そのことが住民票の写し等で証明できること。ただし、福生市内所在の同一勤務場所に引き続き３年以上正規に雇用されており、そのことが勤務証明書等で証明できる場合は、福生市内に居住していることを要しない。

（２）外国人については、申込者本人が、（１）のほかに、在留資格として、日本国に永住・定住することを認められた方であること。

３　配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること。

同　居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含みます。）をいいます。

（１）配偶者（法律上の配偶者及び内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫又は妻となっている方）及び婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。

（２）現に同居又は別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記の（３）に当てはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査の時に離婚の成立を証明できることが必要です。また、パートナーシップ関係解消の予定がある方もパートナーを除いて申込できますが、入居資格審査のときにパートナーシップ関係の解消を証明できることが必要です。

（３）同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかに当てはまるときは申込みできます。

ア　同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出又は遠隔地へ転勤若しくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道２時間以上掛かる地域をいいます。

イ　居住している住宅の住戸専用面積が、次の入居資格基準表にあてはまること。

一緒に住んでいる人数	２人	３人	４人	５人	６人	７人
住戸専用面積（壁芯）	30 ㎡未満	40 ㎡未満	50 ㎡未満	57 ㎡未満	66.5 ㎡未満	76 ㎡未満

※壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です（契約書等で確認してください。）。

※住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

４　所得が定められた基準内であること。

申込者の年間所得金額が、所得基準（0 円～2,568,000 円）の範囲内であること。
※所得の計算方法については、16～23 ページを御覧ください。

５　市税を滞納していないこと。

申込者が、市民税（法人市民税を含む。）、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納していないこと。

６　住宅に困っていること。

（１）申込者が住宅又は土地の所有者である場合、申込みできません（共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含む。）。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。

ア　住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅入居後２か月以内に取壊しを証明する登記簿謄本（滅失登記）を提出できる場合（「費用がないため建替できない」という場合は、該当しません。）
→資格審査の時に、取壊しの契約書等を確認します。

イ　差押え、正当な事由による立退要求等により住宅又は土地の所有者でなくなる場合（滞納等の本人に帰責事由がある場合を除く。）
→資格審査のときに、所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

（２）現に公営住宅（都営住宅・区市町村営住宅等）の高齢者住宅に入居している方、又は入居予定者の方は申込みできません。

７　申込者が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

※生活保護を受給中の方は、引っ越し手続等の手配が必要になることがあるため、事前に担当ケースワーカーと御相談の上、お申込みください。

申込資格（高齢者住宅・２人世帯用）

申込みできる方は、申込書配布期間内に、**次の１～６の全てにあてはまる方に限ります。**

１　申込者及び同居親族（パートナーを含む。）が 65 歳以上であること。

申込者及び同居親族（同居しようとする者を含む。）が、**65 歳以上で、２人で入居すること。ただし、同居親族が配偶者の場合は 57 歳以上とする。**

（１）申込書配布期間内に、同居している 65 歳以上の親族と申込むことが原則です（ただし、配偶者の場合は 57 歳以上とします。）。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。

（２）（１）のほか、次の方は申込みができます。

ア　入居資格審査のときまでに婚姻できる婚約者。

イ　内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ、入居資格審査のときに続柄欄が「未届の夫（又は妻）」と記載されている住民票を提出できること。

ウ　パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。

（３）現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかに当てはまること。

ア　（２）に該当する方。

イ　申込書配布期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること）。

ウ　単身で居住している方又は誰からも扶養されていない方で、３親等内の血族又は姻族の方。

※３親等内の血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、曽祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曽孫、申込者の子・孫・伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曽孫の配偶者

（４）上記（１）から（３）に当てはまる場合でも現に同居又は別居のいずれかを問わず、申込者及び同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。また、パートナーシップ関係解消の予定がある方もパートナーを除いて申込できますが、入居資格審査のときにパートナーシップ関係の解消を証明できることが必要です。

※申込書を提出した後は、申込者、同居親族の変更はできません。

２　福生市内に引き続き１年以上居住していること。

（１）申込者本人が福生市内に引き続き１年以上居住しており、そのことが住民票の写し等で証明できること。ただし福生市内所在の同一勤務場所に引き続き３年以上正規に雇用されており、そのことが勤務証明書等で証明できる場合は、福生市内に居住していることを要しない。

（２）外国人については、申込者、同居親族が(１)のほかに、在留資格として、日本国に永住・定住することを認められた方であること。

３　所得が基準内であること。

申込者の年間所得金額が、16 ページの所得基準の範囲内であること。
※16～23 ページを参考にして、所得を確認してください。

４　市税を滞納していないこと。

申込者及び同居親族が、市民税（法人市民税を含む。）、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納していないこと。

５　住宅に困っていること。

（１）申込者又は入居しようとする親族が、土地や建物の所有者である場合は申込みできません（共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含む。）。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。

ア　住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅を所有している方で、市営住宅入居後２か月以内に取壊しを証明する登記簿謄本（滅失登記）を提出できる場合（「費用がないため建替できない」という場合は、該当しません。）
→資格審査の時に、取壊しの契約書等で確認します。

イ　差押え、正当な事由による立退要求等により不動産所有者でなくなる場合（税金の滞納等の本人に帰責事由がある場合を除く。）
→資格審査の時に、所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

（２）公営住宅（都営住宅・区市町村営住宅等）の高齢者住宅に入居している方、又は入居予定の方は申込みできません。

６　申込者及び同居親族が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

※生活保護を受給中の方は、引っ越し手続等の手配が必要になることがあるため、事前に担当ケースワーカーと御相談の上、お申込みください。

所得基準の確認について

世帯の所得金額が家族人数に応じた範囲内であることが必要です。

次ページの手順にしたがって、世帯の所得金額及び家族人数を計算し、次の所得基準表に当てはまるかお確かめください。

●所得基準表

家族人数	所得区分	
	一般区分	特別区分
1人	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,568,000円
2人	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,948,000円
3人	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,328,000円
4人	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,708,000円
5人	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 4,088,000円
6人	0円 ～ 3,796,000円	0円 ～ 4,468,000円

※所得区分について

一般区分の額は、下の要件のいずれにも当てはまらない世帯に適用します。

特別区分の額は、下の要件のいずれかに当てはまる世帯に適用します。

（1）心身障害者を含む世帯

申込者本人又は同居親族が次のいずれかに当てはまること。

ア　身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ　重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は、総合判定で1度～3度）

ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

（2）60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上、かつ、同居親族全員が次のいずれかに当てはまること。

ア　60歳以上

イ　18歳未満の児童

（3）高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。

（4）原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人又は同居親族が、厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること（過去に交付を受けていた方を含む。）。

（5）海外からの引揚者を含む世帯

申込者又は同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。

（6）ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人又は同居親族に、ハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

所得基準の確認手順

次の手順にしたがって、世帯の所得金額及び家族人数を計算し、所得基準表の範囲内かお確かめください。

申込者及び同居親族ひとりずつの収入の種類を確認し、所得を計算する。

給与…18～19 ページ　/　事業等…20 ページ　/　年金…21 ページ

計算した所得金額を 23 ページ１の表の①年間所得金額に記入してください。

↓

特別控除金額を確認し、合計額を計算する。　　…22 ページ

計算した所得金額を 23 ページ１の表②特別控除に記入してください。

↓

世帯の所得金額を計算する。　　…23 ページ

計算結果　世帯の所得金額　　円

↓

家族の人数を計算する。　　…23 ページ

計算結果　家族人数　　人

↓

所得基準表で入居資格に当てはまるか確認する…16 ページ

所得金額計算上の注意

●計算の対象としないもの

次に当てはまる収入については所得金額を０円とします。

・遺族年金、障害年金

・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得

・退職金等の一時的な所得

●退職・廃業している場合

申込書配布期間に、すでに退職又は廃業しているものについては所得金額を０円とします。

なお、令和９年１月末までに、結婚又は出産を理由に退職することが、申込書配布期間に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入の上、所得金額を０円とすることができます。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できることが必要です。

●２種類以上の収入がある場合

１人で２種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

給与所得

昨年１月から 12 月までの間に得ていた全ての給与（会社員のほか、パート、アルバイトの方も含みます。）の収入が計算対象です。**すでに辞めた仕事については、所得金額を０円としますので計算する必要はありません。**仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の①から④まで当てはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

①　現在の仕事を始めた日が令和７年１月１日以前で、令和７年１月以降に休職期間がない方

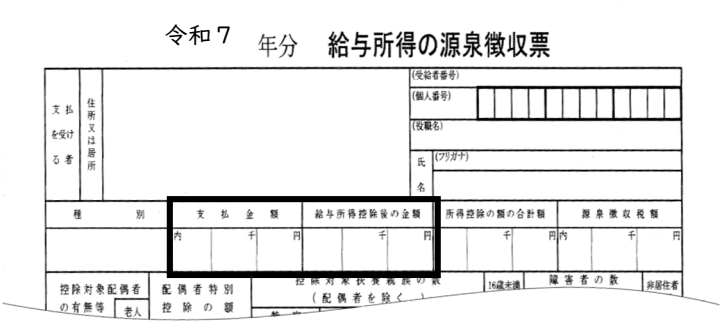
令和７　年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者　住所又は居所　(受給者番号)　(個人番号)　(役職名)　(フリガナ)　氏名

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内　千　円	千　円	千　円	内　千　円

控除対象配偶者の有無等	老人	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）	16歳未満	障害者の数	非居住者

源泉徴収票をお確かめください。

●仕事先が１か所の場合

「給与所得控除後の金額」の欄に記入されている額が所得金額です。この額から 100,000 円差し引いた額を、23 ページ１の表の①年間所得金額に記入してください。

●仕事先が２か所の場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の「支払金額」を合計してから、19 ページ表２に当てはめて「市営住宅の所得金額」に換算してください。

●源泉徴収票がない場合は、令和７年１月から 12 月までの収入額を 19 ページ表１で合計してから、表２に当てはめて、「市営住宅の所得金額」に換算してください。

②　現在の仕事を始めた日が令和７年１月２日以降で、仕事を始めてから申込書配布期間までの間に休職期間がない方

令和８年 10 月からさかのぼって 12 か月分の収入額を 19 ページ表１で合計してから、表２に当てはめて、「市営住宅の所得金額」に換算してください。

仕事を始めてから 12 か月たっていない場合は、19 ページ表１の④のとおり、実際に支払を受けた収入額の平均月額を 12 倍して 12 か月分の見込み額を計算してから表２に当てはめて、「市営住宅の所得金額」に換算してください。

③　申込書配布期間には復職しているが、令和７年１月から申込書配布期間までの間に休職期間があった方

令和８年 10 月からさかのぼって 12 か月分の収入額を 19 ページ表１で合計してから、表２に当てはめて、「市営住宅の所得金額」に換算してください。

復職してから 12 か月たっていない場合は、19 ページ表１の④のとおり、復職後の収入額の平均月額を 12 倍して 12 か月分の見込み額を計算してから表２に当てはめて、「市営住宅の所得金額」に換算してください。

表１	12か月分の収入額（実績額又は見込みの額）を計算してください。 計算した収入額を、下の表２に当てはめて「市営住宅の所得金額」に換算してください。	
①働いた年月	②給料（諸手当含む。）	③賞与
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
合計　　か月…A	円…B	円…C
④（ B ÷ A ）×12 ＋ C ＝ 12か月分の所得金額		

【計算上の注意】

①働いた年月

月の途中から仕事を始めた場合は、その月を除いてください。

②給料（諸手当を含む。）

基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費や定期代などの収入は除いてください。

③賞与

④12か月分の収入額の計算

・支払われた給与が 12 か月分ないときは、平均月額を 12 倍して 12 か月分の見込み額を計算してください。

・申込み時点で、まだ１か月分の給料が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定給与を 12 倍し、12か月分の見込み額を計算してください。

※仕事先が２か所以上ある場合は、それぞれの 12 か月分の収入額の合計を表２に当てはめてください。

表２	次に、上記で計算した収入を「市営住宅の所得金額」に換算してください。		
12か月分の収入額	税法上の所得金額		市営住宅の所得金額
651,000 円未満	０円		０円
651,000 円以上 1,900,000 円未満	12か月分の収入額－650,000 円		税法上の所得金額 －100,000 円
1,900,000 円以上 3,604,000 円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数処理します。 12か月分の収入額 ÷４＝A →A の 1,000 円未満を切り捨てた額＝B →B を右の計算式にあてはめてください。	B×2.8－80,000 円	
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満		B×3.2－440,000 円	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	12か月分の収入額×0.9－1,100,000 円		

●「市営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、０円としてください。

●12か月分の収入額が 8,500,000 円以上の場合は、お問い合わせください。

計算した「市営住宅の所得金額」を 23 ページ１の表①年間所得金額欄に記入してください。

事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。**すでに廃業した事業については、所得金額を０円としますので、計算する必要はありません。**

事業を始めた日と確定申告の有無により、次の①又は②からあてはまるものを選び、所得金額を計算してください。また、個人年金は雑所得の計算に合計してください。

①　現在の事業を開始した日が令和７年１月１日以前で、確定申告をしている。

「令和７年分の所得税の確定申告書」の控えなどで確認してください。

〈第一表〉

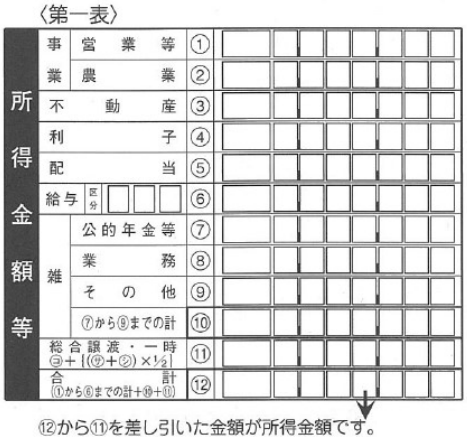

⑫から⑪を差し引いた金額が所得金額です。

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
東京　一郎	12月	800,000 円
	㉖専従者給与(控除)額の合計額	円

※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を 18～19 ページの計算式で所得に換算してください。

②　確定申告をしていない場合や事業を開始した日が令和７年１月２日以降の方

①営業した年月	②収入－　必要経費　＝　所得金額
年　月	－　＝
年　月	－　＝
年　月	－　＝
年　月	－　＝
年　月	－　＝
年　月	－　＝
年　月	－　＝
年　月	－　＝
年　月	－　＝
年　月	－　＝
年　月	－　＝
年　月	－　＝
年　月	－　＝
合計　　か月…A	所得金額　　円…B

③（ B ÷ A ）×12 ＝ 12か月分の所得金額

【計算上の注意】

①営業した月数

②所得金額の計算

・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を算出してください。

・確定申告をしていないが、現在の事業を始めたのが令和７年１月１日以前の時は、令和７年１月から 12 月までの合計所得金額を計算してください。
なお、入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。

・現在の事業を始めたのが令和７年１月２日以降のときは、令和８年４月からさかのぼって 12 か月分の所得金額を計算してください。

③12 か月分の所得金額の計算

現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が 12 か月ない場合には、所得金額の平均月額を 12 倍して、12 か月分の所得見込額を計算してください。

年金所得

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は対象外のため、所得金額は０円となります。また、保険会社等の個人年金は、雑所得のため、年金所得ではなく事業等所得の計算に加算してください。

年金を受け取り始めた日と年金額の変更の有無により、次の①又は②に当てはまるケースを選び、年金収入額（年間予定額）を「市営住宅の所得金額」に換算してください。入居資格審査のときには受け取っている年金の「年金振込通知書」（申込月の支給がわかるもの）等が必要です。

① 年金を受け取り始めたのが、令和６年 12 月以前で、全ての年金額に変更がない。

「令和７年分公的年金等の源泉徴収票」などで受給額を確認してください。



②年金を受け取り始めたのが、令和７年１月以降、又は年金額に変更があった。

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額を確認してください。

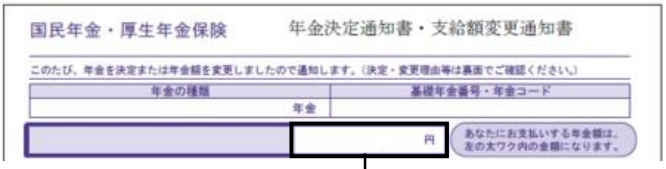

全ての年金の支払金額又は年間予定額の合計額を、次の表を参考にして「市営住宅の所得金額」に換算してください。

年金を受け取っている人が複数いる場合には、１人ひとり別に計算してください。

本人の年齢	年金収入額	所得金額	市営住宅の所得金額
65 歳以上	1,100,000 円まで	所得金額は０円	所得金額は０円
	1,100,001 円から 3,299,999 円まで	年金収入額－1,100,000 円	税法上の所得金額－100,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	年金収入額×0.75－275,000 円	
65 歳未満	600,000 円まで	所得金額は０円	所得金額は０円
	600,001 円から 1,299,999 円まで	年金収入額－600,000 円	税法上の所得金額－100,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	年金収入額×0.75－275,000 円	

◎この金額を上回る場合は、お問い合わせください。

注意）年金のほかに給与や個人年金等の収入のある方は、それぞれ所得を計算し、合計した金額が年間所得金額になります。

特別控除について

申込者及び同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」に当てはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。特別控除の適用は、原則として、課税（非課税）証明書で確認します。

1　申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類		特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
①	老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の控除対象親族で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除を併せて受けることはできません。
②	特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
③	障害者控除	1人につき27万円	1　愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3　身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4　戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5　65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
④	特別障害者控除	1人につき40万円	1　愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3　身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4　戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6　原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む。） 7　常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8　65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

2　特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

（申込者・同居親族が対象です。）

控除の種類		特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
⑤	寡婦控除	27万円	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で、次の①及び②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額と同額のみを差し引きます。
			夫と死別した後、婚姻していない方、又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族又は生計を一にする子」のいない方も当てはまります。）	
⑥	ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の①及び②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日から、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
・「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
・年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者又は扶養親族でないこと、及び年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

当てはまる控除金額の合計額を23ページ1の表②特別控除の欄に記入してください。

世帯の所得金額・家族人数

1　世帯の所得金額を計算する

下の表を利用して、世帯の所得を計算してください。

所得がある方の名前	①年間所得金額 マイナスになる場合は０円と記入
	円
	円
	円
	円
年間所得金額合計（A）	円

－

②特別控除	
老人扶養・特定扶養・（特別）障害者控除	
計	円
寡婦・ひとり親控除　※	
計	円
特別控除金額合計（B）	円

＝

世帯の所得金額
差引所得金額 （A）－（B） 円

（A）
18～21 ページで計算した 1 人ひとりの所得金額を①年間所得金額欄に記入し、合計してください。ひとりで２種類以上の所得がある場合（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額の合計額を記入してください。

（B）
22 ページで計算した特別控除の合計額を、②特別控除欄に記入し、合計してください。
※寡婦・ひとり親控除額は、当てはまる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額の同額が控除額となります。
（例）所得金額が 10 万円の方の控除額
＝10 万円

（A）－（B）
年間所得金額合計（A）から特別控除金額合計（B）を差し引いた金額が「世帯の所得金額」です。

2　家族人数を計算する

①申込者 【１人】	＋	②同居親族数 【　　人】	＋	③遠隔地扶養者数 【　　人】	＝	家族人数 【　　人】 所得基準表の家族人数には、この人数を当てはめます。

①
申込者とは、申込書の申込者欄に記入する方です。この方が使用許可後の名義人になります。

②
同居親族とは、申込者と一緒に市営住宅に入居する親族です。
妊娠中の方がいる場合、申込書配布期間に生まれていない子は同居親族数に含めることはできませんが、出生後は市営住宅に入居できます。

③
遠隔地扶養者とは、申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、市営住宅に入居しない方をいいます。例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居資格審査のときに課税証明書で確認できることが必要です。

上記で計算した「世帯の所得金額」と「家族人数」を 16 ページの所得基準表に当てはめてください。
所得基準内であることが必要です。

募集住宅一覧

●一般住宅（２人以上世帯用）間取り　３ＤＫ（参考間取り　26 ページ）

住宅名称	部屋番号	申込番号	浴槽	給湯器	エアコン
第四市営住宅	A 棟 308 号室	A－1	○	○	×
第四市営住宅	B 棟 406 号室	A－2	○	○	×

●高齢等対応住宅（単身者用）間取り　１ＤＫ（参考間取り　27 ページ）

住宅名称	部屋番号	申込番号	浴槽	給湯器	エアコン
第四市営住宅	A 棟 201 号室	B－1	○	○	×
第四市営住宅	B 棟 301 号室	B－2	○	○	×

●高齢者住宅（単身者用）間取り　　１ＤＫ（参考間取り　28 ページ）

住宅名称	部屋番号	申込番号	浴槽	給湯器	エアコン
シルバーピア北田園	306 号室	ＳＰ－1	○	○	○

●高齢者住宅（２人世帯用）間取り　　２ＤＫ（参考間取り　29 ページ）

住宅名称	部屋番号	申込番号	浴槽	給湯器	エアコン
第二市営住宅	B 棟 102 号室	ＳＰ－2	○	○	×
第二市営住宅	B 棟 103 号室	ＳＰ－3	○	○	×

【記号】○：有り。ただし、故障した場合の修繕は入居者負担となります。
△：有り。ただし、故障した場合の交換・修繕は入居者負担となります。
×：無し

【各住宅のガスの種類】
プロパンガス…シルバーピア北田園
都 市 ガ ス…第二市営住宅 B 棟、第四市営住宅 A～B 棟

※高齢者住宅は、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみで構成される世帯を対象とした集合住宅です。
・手すりや緊急通報の装置などの高齢者に配慮した設備を設けるとともに、生活相談・団らん室等の入居者の利便施設も併設されています。
・入居者の安否の確認や緊急時の対応、関係機関への連絡、情報提供などのために生活協力員が建物内に居住しています（生活協力員は、管理人とは異なります。）。

1　福生市の市営住宅及び高齢者住宅には、全ての住宅にエレベーターが設置されています。
2　全ての住宅に浴室はありますが、浴槽、風呂釜等が付いている住宅と付いていない住宅があります。付いていない場合の設置や退去時の撤去の費用は、入居者の負担となります。
3　部屋によってはエアコン専用のコンセントが無いところがあります。専用コンセント取り付けの工事費用は、入居者の負担となります。
4　入居者が負担する費用として、住宅使用料のほかに自治会費等があります。金額は住宅により異なりますが、おおむね2,000円～4,000円程度です。又、住宅設備に不具合が発生した場合の修繕費用は、不具合の内容や状況に応じて、入居者負担又は公費負担となります。
5　一般住宅には、駐車場（有料）が設置されています。空き区画がある場合でも、希望者多数の場合は入居前に抽せんで使用者を決定します。空き区画がない場合は、入居者自身で民間の駐車場を手配してください。
6　いずれの住宅も、犬や猫等の飼育は原則として禁止しています。
7　市営住宅の転貸は法令で禁止されており、宿泊施設として貸し出すことはできません。
8　**認知症、水漏れ等入居者トラブルの可能性があります（許容した上で入居してください。）。**
9　**設備点検等で居室内に職員が立ち入る場合がございます。**

参考間取り　一般住宅（2人以上世帯用）

●第四市営住宅 A･B棟

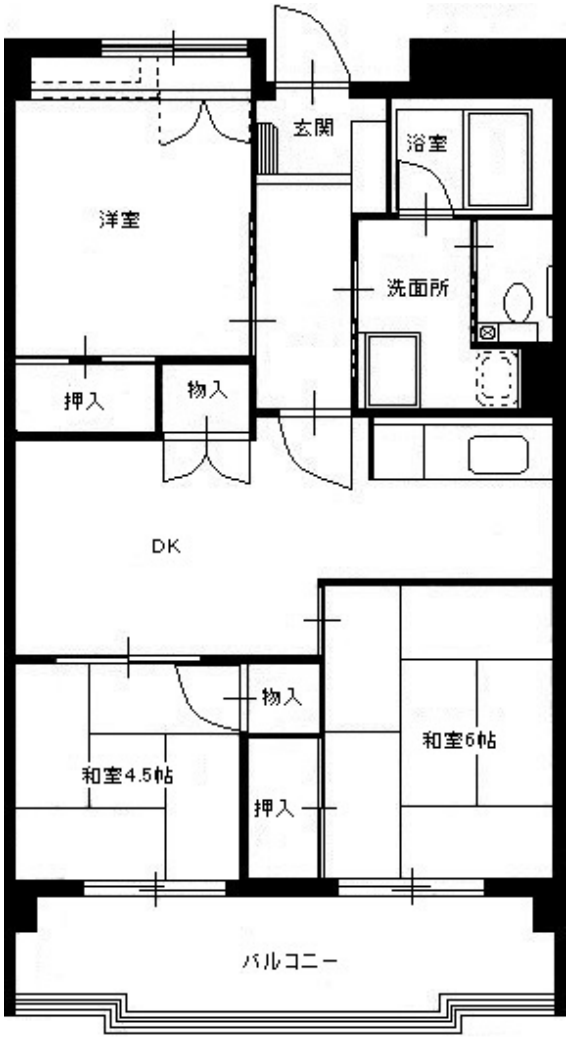

●住所
大字熊川 1108 番地
●住戸専有面積
63.46 ㎡
●建設年度
平成 12 年度
●標準的な使用料
27,000 円 ～ 40,200 円

参考間取り　高齢等対応住宅（単身者用）

●第四市営住宅Ａ・Ｂ棟



●住所
大字熊川 1108 番地
●住戸専有面積
39.40 ㎡
●建設年度
平成 12 年度
●標準的な使用料
16,700 円 ～ 24,900 円

参考間取り　高齢者住宅（単身者用）

●シルバーピア北田園

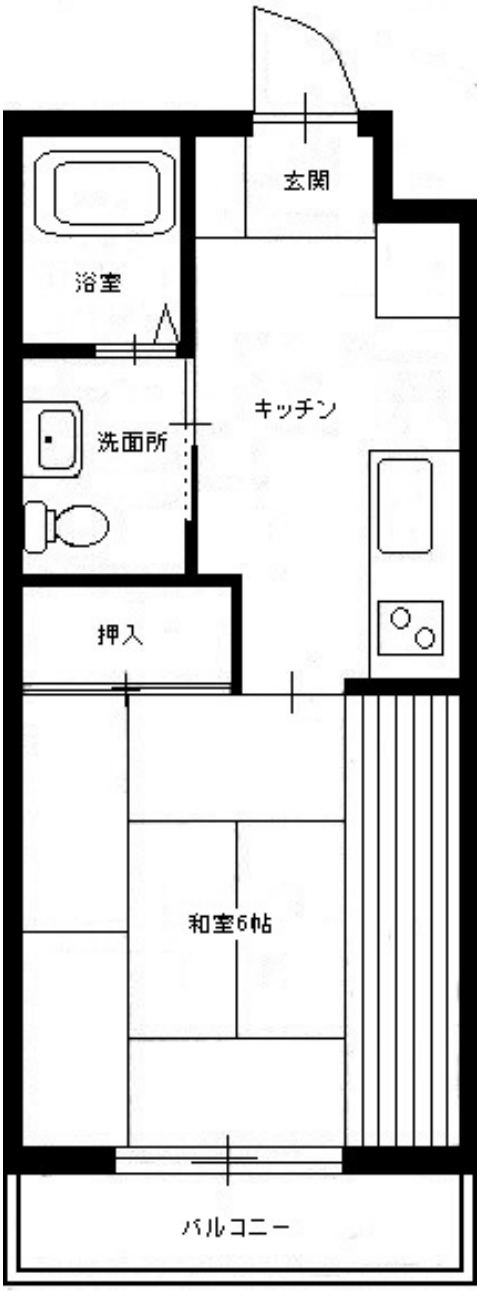

●住所
　北田園二丁目 12 番地４
●住戸専有面積
　30.22 ㎡から 30.29 ㎡
●建設年度
　平成 16 年度
●標準的な使用料
　13,100 円　～　19,600 円

参考間取り　高齢者住宅（２人世帯用）

●第二市営住宅Ｂ棟

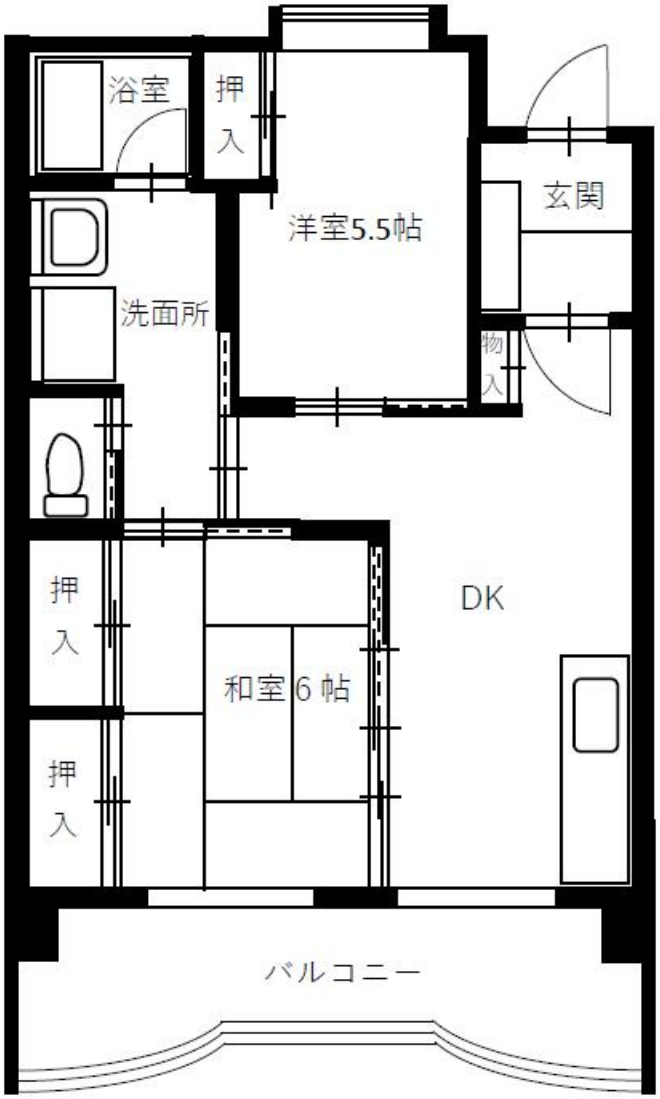

●住所
武蔵野台二丁目７番地
●住戸専有面積
55.10 ㎡
●建設年度
平成８年度
●標準的な使用料
23,400 円　～　34,900 円

市営住宅位置図


凡例
市町村界
大字界
第二市営住宅
B棟
第四市営住宅
A・B棟
シルバーピア北田園
瑞穂
立川市
横田基地
羽村市
あきる野市
八王子市
昭島市
東京都福生市
1：18,000

申込みから入居までの流れ

申込書配布・受付期間	令和８年 11 月 19 日（木）から令和８年 11 月 27 日（金）まで ※申込書は 11 月 27 日（金）までに住宅係に届いたものに限り受け付けます。 85 円切手を貼らずに持参又は郵送して下さい。
抽せん番号の通知	郵送で申込いただいた方のみ、抽選番号のお知らせを郵送します。 令和８年 12 月１日（火）頃までに発送予定。 ※申込書右上の切手貼付欄に切手が貼られていない、または料金が不足している場合は、通知はがきを送付しません。
公開抽せん	日時：令和８年 12 月８日（火）午前 10 時 30 分から 会場：もくせい会館　２階　202 会議室 ※抽せん当日は、会場にお越しいただかなくても、差し支えありません。 ※抽せん結果は、抽せん日翌日の午前９時から 12 月 22 日（火）の午後１時までの間、市役所１階の各入り口に掲示します。
抽せん結果の通知	令和８年 12 月 15 日（火）頃に発送予定です。 ※抽せん結果についての電話による照会には、一切応じられません。

→ 落せん者

入居資格審査	抽せん結果の通知に同封した必要書類を指定日までに提出していただき、入居者資格審査を行います。

入居資格審査合格者のみ　入居者決定通知（郵送）

内　覧	入居請書提出前に、当せんした部屋の内覧をしていただきます。
入居手続	原則として、15 日以内に、入居請書及び添付書類**（※）**を提出していただきます。併せて、保証金（住宅使用料２か月分）も納入していただきます。
入　居	市が入居指定日を決定し、「市営住宅入居許可書」をお送りします。 入居指定日に鍵をお渡ししますので、15 日以内に引っ越しをしてください。 なお、使用料（家賃）は、入居指定日から日割計算で発生します。 **※今回の募集における入居可能日：令和９年２月以降**

入居に伴う連絡先の届出について

入居に当たり、連絡先の届出が必要になります。対象となる方は、日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する市営住宅に同居しない方です。

連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を経由して使用者に使用料を請求する場合があります（連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。）。

郵送での申込みをする場合は、こちらの送付用の宛名を、お手持ちの封筒に張り付けて御郵送ください。郵送には**別途切手が必要です**。

所定料金の切手を必ず貼ってください

〒197-8501

福生市本町５番地

福生市都市建設部まちづくり

計画課住宅係　宛て